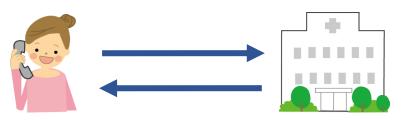
令和5年度茨城県風しん抗体検査事業の流れについて

(検査の申込)

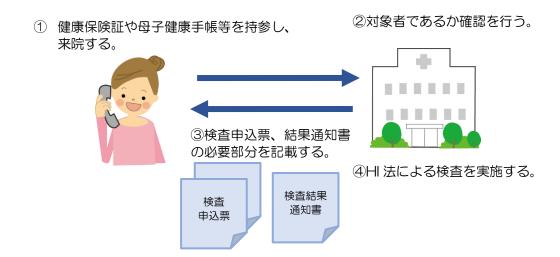
- 1 検査希望者は、茨城県のホームページ(風しん抗体検査事業について)に掲載される協力医療機関の一覧を確認し、希望の協力医療機関に電話等で申込み(予約)を行います。
- 2 協力医療機関は申込み(予約)の際、口頭で対象者であるか確認し、検査日を伝えます。



- ①県ホームページの医療機関一覧を確認 し、希望の医療機関へ予約の連絡をする。
- ②口頭で対象者であるか確認を行う。
- ③検査希望者に検査日を伝える。

(検査)

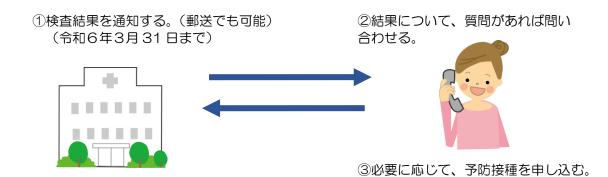
- 1 協力医療機関は、検査実施時に改めて対象者であるか確認します。
- 2 協力医療機関及び検査希望者は、様式 $1 \sim 3$ の風しん抗体検査申込票及び結果通知書を記入します。
- 3 協力医療機関は検査希望者に対し、原則 HI 法による抗体検査を実施します。



(検査結果の通知)

協力医療機関は、検査結果を様式1~3の風しん抗体検査申込票及び結果通知書に記入し、受検者に通知(※)します。

- ※郵送による通知も可能です。ただし、検査結果について質問があった場合、適宜説明を行ってください。
- ※令和6年3月分の検査結果は**必ず令和6年3月31日までに通知してください**。



(実績報告及び費用請求)

協力医療機関は、検査結果を通知した月の翌月10日までに県へ以下を提出してください。

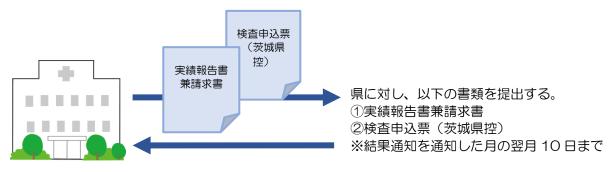
<提出書類>①様式4「風しん抗体検査実施報告書兼請求書」

②様式3「風しん抗体検査申込票(茨城県控)」

<提出先>〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県保健医療部感染症対策課 予防・対策グループ 風しん抗体検査担当

- ※本事業の検査結果は、必ず令和6年3月31日までに検査結果を通知してください。
- ※<u>令和6年3月31日を超えて検査結果を通知するものは、本事業の対象外となりま</u> すので、ご注意ください。



県から委託料が支払われる。

(支払い)

茨城県は、請求書等を確認し、不備がなければ請求書受理後、30 日以内に協力医療機関に対して委託料を支払う。